

豊中市議会出前授業実施要領（試行実施）

1. 趣旨

豊中市議会（以下「市議会」という。）では、市議会議員が高等学校などに出向き、高校生等に対して議会の役割や仕組み、最近のトピックス等について説明するとともに、高校生等が考える様々な課題について意見交換を行う「出前授業」を試行的に実施する。

これにより、未来の豊中を担う高校生等の市議会への関心を深め、親近感を醸成するとともに、政治への関心や政治参加意識の高揚にもつなげていく。

2. 対象

豊中市内の高等学校など（以下「学校」という。）

3. 実施方法

- (1) 出前授業は授業の一環として実施することとし、正規の授業時間や課外授業等の時間を活用し、50分程度で実施する。
- (2) 詳細は学校と市議会が相談の上、決定する。

4. 内容

- (1) 及び(2)を基本とし、学校と相談の上、決定する。

(1) 講義

- 生活と政治のつながり(最近のトピックス等を事例に)
- 市議会の役割や仕組み
- 政治に関心をもつことや政治参加の重要性
- 定例会の概要報告 など

(2) 意見交換

当日の説明内容に関わらず、さまざまな事項について意見交換

5. 講師

- (1) 及び(2)の市議会議員が行うこととする。

(1) 広報委員会委員長又は副委員長

(2) 広報委員会委員

なお、広報委員会委員がやむを得ず参加できない場合は、広報委員会委員以外の参加を認める。

6. 費用負担等

- (1) 原則として学校への費用負担は求めない。ただし、実施場所確保のために費用が発生する場合は、学校が会場手配などの準備及び費用負担を行うこととする。
- (2) 授業で使用する資料(電子データを含む)は、市議会が準備することとし、必要な機材(プロジェクター、スクリーン、マイク、パソコン等)は原則、学校が準備することとする。

7. その他

事業の実施にあたり、本要領に定めのない事項については、広報委員会で定める。